

住宅貸付等の貸付後(敷地購入含む)の状況調査を実施します

共済組合から借り受けた貸付については、借入事由ごとに関係書類等の提出を求めています。必要書類が未提出となっている方について、10月中に状況調査を行います。

1. 調査対象者

(1) 平成23年度に貸付を借り受けた方

(2) 平成22年度以前に貸付を借り受けて書類の提出がされていない方

※ 住宅貸付のうち敷地購入を事由として貸付を借受けた方が、自己の用に供する建物を建築したか否かの状況調査も併せて行います。

2. 調査方法

未提出書類の提出により確認いたします。

※ 対象者への未提出書類等の通知については、共済事務担当課を通じて行います。

3. 書類の提出

書類の提出については、共済事務担当課が取りまとめて共済組合へ提出することになりますので、共済事務担当課からの指示により未提出書類を提出してください。

※ 届出期限が過ぎても関係書類の提出がない場合は、即時償還扱いとなることもありますので、ご注意ください。

※ 提出期限については、各所属所の共済事務担当課へお問い合わせください。